

役員及び評議員の報酬等に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人ライトの役員及び評議員の報酬について定めるものである。

(定義)

第2条 この規定で言う役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席)

第3条 役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(理事及び評議員の報酬)

第4条 理事長が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規定を適用しない。

(改正)

第8条 本規定を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

附 則

1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日より適用する。

別表 1

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	10.000 円	3.000 円
評議員会出席報酬等	10.000 円	3,000 円

別表 2

名 称	報 酬	実費弁償費
理事及び評議員業務報酬等	20.000 円	5.000 円
監事監査指導報酬等	20.000 円	5.000 円

別表 3

旅 費	宿泊費	報酬 1 日	その他
実 費	15.000 円	10.000 円	実 費

(編者注 1) 理事会及び評議員会の実費弁償費の源泉不要の根拠は以下のとおりです。

「所得税基本通達 9-3 法第 9 条第 1 項第 4 号の規定により非課税とされる金品は、同号に規定する旅行をした者に対して使用者等からその旅行に必要な運賃、宿泊料、移転料等の支出に充てるものとして支給される金品のうち、その旅行の目的、目的地、行路若しくは期間の長短、宿泊の要否、旅行者の職務内容及び地位等からみて、その旅行に通常必要とされる費用の支出に充てられると認められる範囲内の金品をいうのであるが、当該範囲内の金品に該当するかどうかの判定に当たっては、次に掲げる事項を勘案するものとする。

(1) その支給額が、その支給をする使用者等の役員及び使用人のすべてを通じて適正なバランスが保たれている基準によって計算されたものであるかどうか。

(2) その支給額が、その支給をする使用者等と同業者、同規模の他の使用者等が一般的に支給している金額に照らして相当と認められるものであるかどうか。」

従って、理事等役員の旅費支給規定が (1)、(2) の要件を満たしてしかも実費相当といえる仕組み(登録住所からのキロ数に応じて段階的な定めなど)であればあえて課税しない、と理解できます。上表での実費弁償費は役員・評議員一人ひとりの「実費」を把握した上で支給するものではなく、概ね登録住所からのキロ数が大きく相違なく、結果的に一律に支給する例示です。地域の実情により、また、近場のみの役員・評議員の場合は、減額支給する方法もあるでしょう。

なお、報酬は、源泉徴収の対象となり、10%の税預り処理が必要です。